

**第3回臨時町議会**  
**補正予算**  
**条例改正を原案可決**

平成21年第3回臨時町議会が、8月4日に開催され、補正予算2件、条例改正など2件の議案が原案どおり可決されました。

□各会計の補正予算  
 一般会計は、歳入歳出の予算に1億2,900万2,000円を追加し、予算の総額を41億8,860万

1,000円としました。  
 下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算に800万円を追加し、予算の総額を2億4,190万円としました。

□母子健康センターの廃止について  
 母子健康センターの廃止について同意しました。

□条例の改正  
 次の1件の条例が制定されました。  
 ・母子健康センターの設置及び管理条例を廃止する条例



**まちづくり委員会が「住民の足の確保」などを提言**

訓子府町まちづくり委員会(柴田喜八委員長)から8月7日、「訓子府町のまちづくりに関する提言」がありました。まちづくり委員会では、町民の目線で「住みやすいまちづくり」について、検討を重ねてきました。

提言は、①住民の足の確保②地産地消の推進③の2点で、①は町内移動交通手段の早急な検討など、②は旧訓子府駅舎の有効利用です。

提言の詳しい内容は、今月号広報折り込みチラシをご覧ください。

**コミュニティ助成金でカラオケ機器一式を購入**



町は、(財)自治総合センターの平成21年度コミュニティ助成事業により、カラオケ機器一式を購入しました。この事業は、自治総合センターが宝くじ販売によって受ける収入を財源として実施しており、住民が行うコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を目的としています。

町では、今回購入したカラオケ機器を地域住民が集うイベントや老人クラブ、文化サークルなどで活用し、コミュニティ活動の促進を図っていきたく考えています。

申込先 公民館 (☎47-2121)

**常呂川散策路 すっきり**

常呂川河川敷に造られた散策路で、8月7日に草刈りや枝払いが行われました。

散策路は、網走開発建設部北見河川事務所により、昨年11月に訓子府中学校裏から訓子府樋門までの390mが整備されました。

維持管理は、町と町民の方の協力で行うことになり、歩こう会や建設業協会、町民ボランティアの方13人が、刈り払い機などを使って、見通しの良い散策路にしました。

散策路は、歩くのに負担がかからないようにウッドチップを敷き詰めてあり、木漏れ日を浴びながら散歩が楽しめますので、ぜひご利用ください。



**■ 服務規律保持のための取り組み状況 ■**

(職員通知 平成20年12月8日に実施)

町民の不信を招くことのないよう倫理保持および交通安全などについて、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

職員研修については、職員研修審査委員会を開催し、毎年研修計画を定め、北海道市町村職員研修センター、管内町村会などで行われる研修をはじめ、庁内研修を実施し効果的・効率的な研修の実施に努めています。

◇職員研修の参加状況◇

平成20年度

区分	内容	参加者数
派遣研修	税務事務・メンタルヘルスとカウンセリング・クレーム研修など	5人
	新規採用職員基礎・JST(新任係長)・法務基礎研修など	5人
庁内研修	中級職員研修	1人
	人事評価研修(管理職)	24人
	人事評価研修(係長職)	35人
その他研修	政策形成能力開発研修(係職)	24人
	財政分析講座	51人
	救命講習	41人
	交通安全研修	102人
計(延べ人数)		288人

■ 職員研修の状況 ■

**■ 職員の福祉および利益の保護について ■**

◇共済制度の概要◇

共済制度は、職員と家族の生活の安定と福祉の向上のため地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり次の事業を実施しています。

- ①短期給付事業 病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対する給付
- ②長期給付事業 退職後の年金などの給付
- ③福祉事業 保健事業、貯金事業、貸付事業、物資購入事業など

また、北海道市町村職員福祉協会にも加入(平成21年度負担金予算額26万9,000円)しており、福利厚生事業(負担金事業、掛金事業、共同事業)のほか、医療給付事業や貸付事業、福祉年金事業などを実施しています。

◇職員福利厚生事業◇

職員の福利厚生事業としては、訓子府町役場親睦会に対して交付金を交付しています。平成20年度の交付金の額は、5万9,500円で職員一人当たり500円の交付となっています。

なお、訓子府町役場親睦会への交付金は平成21年度から廃止しました。

また、職員の健康診断についても毎年実施しており、平成20年度の健診委託料は、105万4,935円となっています。

**■ 特別職などの給料 ■**

平成21年4月1日現在

町長・副町長・教育長の給料は右の表のとおりですが、当分の間、町長の給料は月額23万円減額、副町長・教育長の給料は月額10%減額することとし、副町長は置かないこととしています。

区分	月額(減額前)	期末手当		
		6月	12月	計
町長	500,000円(730,000円)	2.15か月	2.35か月	4.50か月
副町長	549,000円(610,000円)	2.15か月	2.35か月	4.50か月
教育長	490,500円(545,000円)	2.15か月	2.35か月	4.50か月